

【重要】訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）の改正に伴い、介護支援専門員は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載するとともに、本年10月より、本組合介護保険課へ届け出ることとされました。また、本年5月2日付けで、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）が公布されたところです。該当するケアプランがありましたら、本組合介護保険課へ届出をお願いします。

●届出対象

平成30年10月以降に、利用者の同意を得て交付（作成または変更）したケアプランで、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けたもの。

厚生労働大臣が定める回数（平成30年厚生労働省告示第218号）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

厚生労働大臣が定める訪問介護は、生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合が対象です。よって、上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

●届出期限

利用者へ、居宅サービス計画書を交付した月の翌月末日までに、届出をお願いします。

（例）平成30年10月に作成した居宅サービス計画
提出期限 平成30年11月末日

●提出書類

- ① 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書(兼理由書)
- ② 居宅サービス計画(第1表～第7表、アセスメント表)の写し
 - ※ 居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるものを提出すること。
 - ※ 居宅サービス計画書以外で交付記録の管理をしている場合は、当該書類を添付すること。
 - ※ 居宅サービス計画書「第5表(居宅介護支援経過)」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可。
- ③ 訪問介護計画書の写し(訪問介護事業所から提供を受けたもの。)

※①の届出書様式は、本組合のホームページの「介護保険課」に掲載しています。

(トップ > 介護保険課 > ダウンロード > その他 > 36 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書(兼理由書))
アドレス : <http://www.shimabara-area.net/site/>

●通知文

- ・介護保険最新情報 vol. 690「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7) (平成30年11月7日)」
- ・介護保険最新情報 vol. 652「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について(平成30年5月10日)
- ・介護保険最新情報 vol. 629「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)」 該当部分 P77_問134

その他、詳しくは「訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出について(通知)」をご覧ください。